

(見直し後)

(現行)

別紙

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

練馬区が設定する独自報酬基準	単位数
<p><独居高齢者への支援に関する項目> (対象者加算) ※1</p> <p>独居の利用者に対して指定(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>当該加算は、アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、アセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載すること。また、少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記録すること。</p>	200 単位
<p><認知症介護実践リーダー研修修了者の配置に関する項目> (体制加算)</p> <p>認知症介護実践リーダー研修を修了している常勤の者を1名以上配置し、その者を中心に運営推進会議等の場を活用して、利用者家族や地域住民を対象に自主事業として認知症ケアに関する介護教室やそれに類似する介護者支援事業を年間計画に基づいて年2回以上実施し、区へ報告すること。あわせて、事業所内で認知症ケアに関する技術向上を目的とした勉強会を月に1回以上開催し、それを記録すること。</p>	300 単位
<p><運営推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取り組み等に関する項目> (体制加算)</p> <p>つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① 区条例における運営推進会議の基準を遵守した上で、この会議への地域の介護サービス事業者等の参加を積極的に促し、意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。また、議事録を区へ提出すること。</p> <p>② 運営状況、活動内容および運営推進会議にて話し合った内容等をまとめ、おおむね2月に1回以上、事業所が外部に対して発信するツール(ホームページや事業所が出している刊行物等)によって、周知を図ること。また、それを区へ報告すること。</p> <p>③ 地域ケア会議や区が行う集団指導等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、それを記録すること。</p>	300 単位
<p><地域への貢献等に関する項目> (体制加算)</p> <p>つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① 年間計画に基づいて、年1回以上、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>② 年間計画に基づいて、年1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p> <p>③ 算定月の月末において、ひまわり110番(こども110番)に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。おける児童、生徒の緊急避難所となっていること。</p>	200 単位

小規模多機能型居宅介護

練馬区が設定する独自報酬基準	単位数
<p><利用者への直接的なサービスに関する項目></p> <p>サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをいずれも算定していない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること。</p> <p>③ 小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師である者を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</p>	200 単位
<p><利用者への直接的なサービスに関する項目></p> <p>訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で1.5名以上配置していること。</p>	300 単位
<p><地域への貢献等に関する項目></p> <p>つぎの①および②または③に該当すること。</p> <p>① 算定月の前2月において、運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>② 算定月の前2月において、1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p> <p>③ 算定月の前1年において、地域住民を対象に、自主事業として、認知症サポーター養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援事業を3回以上実施していること。</p> <p>※ 新たに加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも2月(③の場合は1年)以内に実施することが計画されていることをもって足りるものとする。</p>	300 単位
<p><地域への貢献等に関する項目></p> <p>つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① 算定月の前1年において、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>※ 新たに加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも1年以内に参加することが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>② 算定月の月末において、ひまわり110番(こども110番)に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。</p>	200 単位